

上里町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）21条の18に基づき、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、上里町（以下「町」という。）とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

3 前項の事業者は、次に定める全ての要件を満たすこととする。

(1) 次のアからウのいずれかの事業所を運営している事業者とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

ウ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に規定する更生手続開始の申立てがされていない者又はこれらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは更生計画の認可決定を受けている者

(3) 上里町暴力団排除条例（平成24年上里町条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(支援対象)

第3条 事業における支援の対象となる家庭は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者のいる家庭（以下「支援家庭」という。）とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、町長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）
（訪問支援員の要件）

第4条 訪問支援員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- (2) 心身ともに健康である者
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰則の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、訪問支援員が対象となる支援家庭を訪問し、次に掲げる支援（以下「訪問支援」という。）を実施するものとし、家庭の状況に合わせ包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行、サポート等）

- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談又は助言
- (4) 地域の母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者並びに児童の状況及び養育環境の把握並びに町への報告
- (6) その他日常的な家事や育児に関し、特に必要と認められるもの
(事業の利用日時等)

第6条 事業を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業を利用できる日は、原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く月曜日から金曜日までとする。
- (2) 事業を利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、原則として午前9時から午後5時までの間で、利用者が希望した時間とする。
- (3) 1回の利用時間は1時間単位とし、2時間以内とする。
- (4) 1日の利用回数については、1回を上限とする。
- (5) 利用者1人当たりの利用期間は3か月を上限とし、利用時間は、その期間を通して24時間を上限とする。

2 町長は前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由がある場合には、これを変更することができる。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、事前に上里町子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査した上で利用の承認又は不承認を決定し、上里町子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）又は上里町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき利用の承認を決定したときは、上里町子育て世帯訪問支援事業依頼票（様式第4号）により事業者
に依頼できるものとする。

3 事業者は、子育て世帯訪問支援事業依頼票に基づき、事業を実施するものとする。

(利用の辞退)

第9条 前条第1項の規定により利用の承認を決定した利用者（以下「利用者」とする。）が、自己の都合により利用を辞退しようとするときは、上里町子育て世帯訪問事業利用辞退届出書（様式第5号）により、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(利用の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する支援家庭に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定により事業の利用の辞退届出があったとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項各号に掲げる事由により利用を取り消したときは、上里町子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第6号）により、当該利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第11条 利用者の当該事業に要する費用については、別表に定めるとおりとする。

2 事業の利用に要する食材料費、光熱水費、買物等に係る実費については利用者負担とする。

(実施結果の報告)

第12条 事業者は、事業を実施したときは、実施した月ごとに、上里町子育て世帯訪問支援事業実施結果報告書（様式第7号）により町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第13条 訪問支援員（第2条第2項の規定により事業の全部又は一部を委託したときは、事業者及びその訪問支援員）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第11条関係）

利用者の区分	利用者の負担額 （1時間あたり）
第3条第1号から第3号に該当する利用者	無料
第3条第4号に該当する利用者	1,500円

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

上里町子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書

年 月 日

上里町長 宛て

次のとおり、子育て世帯訪問支援事業の利用を申請します。

なお、町が利用決定を行うに当たり、事業の利用のために必要な情報を子育て世帯訪問事業受託者に提供することに同意します。

申請者	氏名 （自署）	生年月日	年 月 日 （ 歳）	
	住所	〒 ー 上里町		
	連絡先	（自宅） （携帯）		
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	備考
申請理由				
希望する支援内容	<家事支援> ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯及び簡易的な補修等 ウ 住居等の掃除及び整理整頓 エ 生活必需品の買物の代行支援 オ その他（ ）		<育児支援> ア 育児のサポート イ 保育所等の送迎 ウ 子どもの見守り エ 外出の補助 オ その他（ ）	
利用期間等	年 月 日～		年 月 日	
	利用時間：1回 _____ 時間		利用回数： _____ 回	
	利用頻度：週・月 _____ 回			

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

上里町長

上里町子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日付で申請のありました上里町子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

支援内容	
利用期間、利用時間、利用回数及び利用頻度	年 月 日～ 年 月 日 利用時間：1回 _____ 時間 利用回数： _____ 回 利用頻度：週・月 _____ 回
利用者負担額	1時間あたり _____ 円
備考	

様式第3号 (第8条関係)
様式第3号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

上里町長

上里町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました上里町子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記のとおり不承認としたので通知します。

不承認の理由

.....
.....
.....

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

上里町子育て世帯訪問支援事業依頼票

受託訪問支援事業者 _____

対象者			生年月日		
住所			連絡先		
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	備考	
家族の状況	〈家庭状況について〉 〈生活上の問題〉 〈その他〉				
支援内容					
利用期間、利用時間、利用回数及び利用頻度	年 月 日 ～ 年 月 日 利用時間：1回 _____ 時間 利用回数： _____ 回 利用頻度：週・月 _____ 回				
備考					

※利用時間、利用回数及び利用頻度については、利用者の状況により変更が生じることがあります。

上里町役場 子育て共生課

様式第5号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

上里町子育て世帯訪問支援事業利用辞退届出書

年 月 日

上里町長 宛て

住 所：

申請者氏名：

年 月 日付 第 号で実施の決定のあった訪問支援について、下記の理由により利用を辞退したいので、上里町子育て世帯訪問支援事業実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

利用を辞退する日	年 月 日
辞退する理由	

様式第6号（第10条関係）
様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

上里町子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

様

上里町長

年 月 日付 第 号で実施を決定した訪問支援につきましては、下記の理由により取消したので、上里町子育て世帯訪問支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

中止した日	年 月 日
理由	

様式第7号（第12条関係）
 様式第7号（第12条関係）

上里町子育て世帯訪問支援事業実施結果報告書

1. 利用者状況

利用者住所	上里町大字
利用者氏名	
利用期間、訪問時間及び訪問回数	年 月 日 ～ 年 月 日 訪問時間： 時間 訪問回数： 回

2. 訪問支援状況

訪問年月日	訪問時間	訪問支援の内容及び訪問時の様子
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
年 月 日	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	
合計	計 時間	

上記利用者に対し、子育て世帯訪問支援事業を実施しましたので、実施結果を報告します。

年 月 日
 上里町長 宛て

受託訪問支援事業所
 所在地・名称
 代表者